

石川県住宅確保要配慮者居住支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 令和6年能登半島地震又は令和6年奥能登豪雨により応急仮設住宅等に入居する住宅確保要配慮者が恒久的な住まいへ円滑に移行できるよう支援するため、石川県が指定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）が行う民間賃貸住宅の仲介等について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号）及びこの要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における、主な用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 住宅確保要配慮者

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条各号に該当する者並びに同施行規則で定める者をいう。

(2) 住宅確保要配慮者居住支援法人

住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、民間賃貸住宅等への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を行う法人をいう。

(3) 民間賃貸住宅

地方公共団体が供給する公営住宅等を除く、民間事業者が賃貸する住宅をいう。

(4) 仲介等

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づき、宅地建物取引業の免許を受けた者が行う賃貸借契約の媒介行為、居住支援法人が貸主となり自社物件に入居させる行為、及び居住支援法人が自らサブリースした物件に入居させる行為をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 石川県の指定を受けた居住支援法人であること。

(2) 住宅確保要配慮者のうち、令和6年能登半島地震又は令和6年奥能登豪雨の被災者であって、応急仮設住宅等に入居しており、高齢者、障害者、その他これらの区分に該当する者を対象として、民間賃貸住宅への仲介等を行うこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、居住支援法人が行う民間賃貸住宅の仲介等に要する経費とする。ただし、同一の経費について、国、地方公共団体その他の団体から補助金等の交付を受けている場合は、補助対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、居住支援法人が行う仲介等により成立した賃貸借契約1件につき10万円とする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請（実績報告）書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添え、石川県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

- (1) 市町長が発行するり災証明書の写し
- (2) 入居者が住宅確保要配慮者に該当することを証する書類
- (3) 個人情報取扱い同意書（別記様式第2号）
- (4) 宅地建物取引業法第34条の2に定める媒介契約書の写しなど、申請者の仲介等により賃貸借契約が成立したことを証する書類
- (5) 鍵渡し確認書など、入居開始を確認できる書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、毎年3月10日までに行わなければならない。

(交付決定及び額の確定等)

第7条 知事は、前条の交付申請書等を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定及び額の確定を行い、交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、補助金を交付すべきでないと認められたときは、不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(請求等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前項の通知を受領した後、請求書（別記様式第5号）を速やかに知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に、取下げ申請書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、取消通知書（別記様式第7号）により、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付要件又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助事業者（代表者、役員、職員その他の構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき

（補助金の返還）

第11条 補助事業者は、知事が前条の規定による取消をした場合において、知事の命令があったときは、納付書に記載された期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（補助事業の経理）

第12条 補助事業者は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

（調査及び指示）

第13条 知事は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件を調査し又は現地を調査し若しくは他機関への確認その他の必要な事項を指示することができる。

（雑則）

第14条 この要綱に規定する申請書等の様式その他補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に行われた仲介等を対象として適用する。